

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
佐久市湯原字北側785の1、785の2、786の1、786の2、787
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月5日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 路線名 天竜公園阿智線
- 2 供用を開始する区間  
下伊那郡下條村睦沢1196番の1地先から  
下伊那郡下條村睦沢772番の4地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年10月6日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月22日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月5日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 路線名 村山豊野停車場線
- 2 供用を開始する区間  
長野市大字村山字北原655番の2地先から  
長野市大字津野字鶴野906番地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年10月5日

道路管理課

選告示第21号

公職選挙法に基づく平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、宮下一郎から次のとおり訂正の報告がありました。

令和2年10月5日

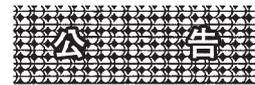
長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

宮下一郎中

「自由民主党長野県第五選挙区支部	13,500,000
その他の寄附 257件	2,144,000
を	
「自由民主党長野県第五選挙区支部	15,644,000
その他の寄附	0

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年10月5日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量  
排水ポンプ車（30立米/分） 1台
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
令和3年3月30日
- (4) 納入場所  
長野県建設部河川課
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資

格(平成30年長野県告示第588号)の「物件の買入れ」の等級が「A」に区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 調達をする物品に関し、メンテナンス(点検整備、修理等)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請  
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 仕様書及び入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部河川課

電話 026 (235) 7308

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/yoshiki.html>

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年10月16日(金) 午前10時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和2年10月15日(木) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、令和2年10月12日(月)正午までに技術資料等を提出してください。また、令和2年10月14日(水)午後5時までに入札申込書を提出してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、仕様書及び入札説明書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be procured:

Drainage pump truck (30 m<sup>3</sup>/min), 1 unit

(2) Delivery deadline: March 30, 2021

(3) Delivery location: Nagano Prefectural Government,

Construction Department, River Management Division

(4) Contract information:

Nagano Prefectural Government, Accounting Bureau,

Contract and Audit Division

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City,

Nagano Prefecture

380-8570 Japan

Tel: +81-26-235-7079 (Japanese only)

(5) Bid opening:

Date and time: October 16, 2020, 10:00 a.m (JST)

Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st

Floor, Bidding Room

(6) Mail-in submission (registered mail only):

Deadline: October 15, 2020, 5:00 p.m. (JST)

Mailing address: Nagano Prefectural Government

Accounting Bureau Contract and

Audit Division

692-2 Habashita, Minami-Nagano,

Nagano City, Nagano Prefecture

380-8570 (Exclusive postal code for

Nagano Prefectural Office)

Japan

建設政策課

公告

筑北村による小仁熊地区小仁熊換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

令和2年10月5日

長野県松本地域振興局長 草間康晴

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
令和2年10月6日から令和2年11月2日まで
- 縦覧の場所  
東筑摩郡筑北村役場 産業課

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和2年10月5日

長野県諏訪建設事務所長 清水 孝二

- 許可番号  
令和2年7月1日 長野県諏訪建設事務所指令2諏建第152-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
岡谷市長地梨久保1-4728、4729、4730-1、4732-1、4770-5、4770-8、4770-9、4770-9先
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
長野市若里6-3-22  
飯島建設株式会社 代表取締役 飯島 泰臣

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和2年10月5日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 許可番号  
令和2年7月1日 長野県飯田建設事務所指令2飯建第19-2号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
飯田市松尾明7668の内、7669-1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
愛知県名古屋市中熱田区四番1-11-22  
朝日産業株式会社 代表取締役社長 辻 本周平

都市・まちづくり課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。  
令和2年10月5日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 許可番号  
令和2年8月20日 長野県長野建設事務所指令2長建第55-9号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字野辺字鶴ノ春634-5、636-6

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字野辺635  
後 藤 成 也

都市・まちづくり課

## 公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和2年10月5日

長野県公安委員会

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
- 講習の対象者  
受講申込み日において、次のいずれかに該当する者
  - 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
  - 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 講習の実施期日及び場所
  - 実施期日

実施期日	時間
令和2年12月7日（月）から令和2年12月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び令和2年12月14日（月）を除く。）の8日間	午前9時30分から午後5時まで

（注）講習の受付時間は、令和2年12月7日（月）午前9時5分から午前9時20分までです。

- 場所  
長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST 3階  
長野市生涯学習センター

- 4 受講定員  
15名
- 5 受講の手続
- (1) 事前申込み
- ア 事前申込みの方法
- (7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。
- (4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。
- (9) 電話1本につき1人の受付とします。
- (5) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。
- イ 電話受付日  
令和2年11月5日（木）
- ウ 受付時間  
午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出
- 講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。
- ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
- ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
- オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状
- (3) 提出期間
- ア 提出期間  
令和2年11月16日（月）から令和2年11月20日（金）まで
- イ 受付時間  
午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
- (4) 講習手数料
- 講習手数料（47,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。
- 6 その他
- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合

わせてください。

- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

令和2年10月5日

長野県公安委員会

- 講習に係る警備業務の区分  
法第2条第1項第1号に規定する警備業務
  - 講習の対象者  
受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
- 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
  - 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
  - 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
  - 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
  - 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 講習の実施期日及び場所

実施期日	時間
令和2年12月10日（木）から令和2年12月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び令和2年12月14日（月）を除く。）の5日間	午前9時30分から午後5時まで（令和2年12月10日（木）は、午後1時10分から午後5時まで）

(注) 講習の受付時間は、令和2年12月10日(木)午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TOiGO WEST  
3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

15名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(受付専用電話 026-233-0108)に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(5) 電話1本につき1人の受付とします。

(6) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

令和2年11月6日(金)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(1)の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

ア 提出期間

令和2年11月16日(月)から令和2年11月20日(金)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(4) 講習手数料

講習手数料(23,000円)は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

(1) 講習における修了審査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課